

平成21年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	211,700 人
(3) 年間外来患者数	314,600 人
(4) 1日平均入院患者数	580 人
(5) 1日平均外来患者数	1,300 人
(6) 年間がん検診者数	52,340 人
(7) 1日平均がん検診者数	216 人

2 脳血管医療センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	100,740 人
(3) 年間外来患者数	38,720 人
(4) 1日平均入院患者数	276 人
(5) 1日平均外来患者数	160 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,200 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	7,725 人

(9)	1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	80人
(10)	1日平均通所 リハビリテーション等利用者数	25人

3 みなと赤十字病院事業

(1)	病 床 数	634床
(2)	年間入院患者数	182,500人
(3)	年間外来患者数	242,000人
(4)	1日平均入院患者数	500人
(5)	1日平均外来患者数	1,000人

4 港湾病院事業

(1)	閉院調整事業	残務処理
-----	--------	------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市民病院事業収益	16,834,615千円
第1項	医 業 収 益	15,926,931千円
第2項	医 業 外 収 益	907,684千円
第2款	脳血管医療センター事業収益	6,427,365千円
第1項	医 業 収 益	4,238,551千円
第2項	医 業 外 収 益	2,136,431千円
第3項	介護老人保健施設収益	52,383千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	1,752,172千円
第1項	医 業 収 益	318,739千円
第2項	医 業 外 収 益	1,433,433千円
	合 計	25,014,152千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	17,496,758 千円
第1項 医業費用	17,212,560 千円
第2項 医業外費用	282,198 千円
第3項 予備費	2,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業費用	7,636,068 千円
第1項 医業費用	6,974,884 千円
第2項 医業外費用	536,777 千円
第3項 介護老人保健施設費用	122,907 千円
第4項 予備費	1,500 千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	3,236,290 千円
第1項 医業費用	2,194,127 千円
第2項 医業外費用	1,042,163 千円
第4款 港湾病院事業費用	3,471 千円
第1項 特別損失	3,471 千円
合 計	28,372,587 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,144,746千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	1,189,623 千円
第1項 企業債	807,000 千円
第2項 一般会計出資金	382,623 千円

第2款	脳血管医療センター事業 資本的収入	685,700千円
第1項	企業債	100,000千円
第2項	一般会計出資金	585,700千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的収入	1,276,529千円
第1項	一般会計出資金	1,051,407千円
第2項	一般会計補助金	225,122千円
	合計	3,151,852千円
	支出	
第1款	市民病院事業資本的支出	1,690,936千円
第1項	建設改良費	610,000千円
第2項	企業債償還金	1,080,936千円
第2款	脳血管医療センター事業 資本的支出	1,028,551千円
第1項	建設改良費	150,000千円
第2項	企業債償還金	878,551千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的支出	1,577,111千円
第1項	企業債償還金	1,577,111千円
	合計	4,296,598千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脳血管医療センター 施設管理委託	平成22年度から 平成23年度まで	120,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 医療備品購入費にあてるため。
- (2) 限度額 400,000千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は平成21事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、953,048千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,329,000千円と定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏